

建設業法施行令の一部改正に伴う主任技術者等の兼務制限の見直しについて【改正の概要】

① 主任技術者の兼務制限の見直しについて

主任技術者については、入札公告、入札説明書及び特記仕様書等に明示する条件を満たす場合に、兼務できることとしています。この度、令和6年12月13日施行の政令の改正及び令和7年2月1日施行の政令の改正により、主任技術者の専任を必要とする建設工事の請負代金額等が変更されたほか、情報通信技術の活用等、一定の要件を満たす場合に、専任が必要な主任技術者又は監理技術者が他の現場と兼務できる「専任特例1号」が新設されました。このことに伴い、主任技術者の兼務の条件の見直しを行いました。

《主任技術者の改正のイメージ》

()内は建築一式工事の場合

【現行】		→	【改正後】	
請負金額	兼務可否		請負金額	兼務可否
4,000万円以上 (8,000万円以上)	原則兼務不可		1億円以上 (2億円以上)	原則兼務不可
4,000万円未満 (8,000万円未満)	兼務可		4,500万円以上1億円未満 (9,000万円以上2億円未満)	原則兼務不可 ただし、専任特例1号 (※1)の場合を除く。
			4,500万円未満 (9,000万円未満)	兼務可

(※1) 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができ、【兼務の要件】のア～クを全て満たす場合、同一の技術者が2現場まで兼務できる（下請で配置される工事も含む）。

② 監理技術者の兼務制限の見直しについて

下請契約の総額が政令で定める金額を超える工事には、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として現場に専任配置しなければなりません。入札公告及び特記仕様書にて監理技術者の兼務を認める工事（設計金額3億円（営繕工事においては2億円）未満の工事）においては、それぞれの工事現場に監理技術者補佐を専任で配置する場合、監理技術者が他の現場と兼務（2現場まで）できます。従来は、当該監理技術者を特例監理技術者と称していましたが、この呼称は廃止され、当該兼務に係る特例のことを「専任特例2号」と呼称することとなりました。

なお、請負金額1億円未満の工事については、専任特例1号を活用することができますが、同一の監理技術者又は主任技術者が、専任特例1号を活用した工事現場と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできません。

《監理技術者の改正のイメージ (注1)》

【現行】		→	【改正後】		
工事金額	兼務可否		工事金額	兼務可否	
設計金額 3億円以上	兼務不可			特例1号の場合	特例2号の場合
設計金額 3億円未満	原則兼務不可 ただし、特例監理 技術者(※2)の 場合を除く。		兼務不可	兼務不可	
		請負金額 1億円以上 設計金額 3億円未満			原則兼務不可 ただし、専任特例 1号(※1)の場 合を除く。
		請負金額 1億円未満			

(※1) 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができ、【兼務の要件】のア～クを全て満たす場合、同一の技

術者が2現場まで兼務できる（下請で配置される工事も含む）。

(※2) 監理技術者の職務を補佐する者を工事毎に専任で置く場合、同一の監理技術者が2現場まで兼務できる。

(注1) 営繕工事（建物の新築や改修に伴う設備工事を含む）の場合、表中の「3億円」を「2億円」と読み替え、建築一式工事の場合、表中の「1億円」を「2億円」と読み替える。

③ 営業所技術者等の専任義務の合理化について

営業所技術者等は、営業所に常勤（テレワークを行う場合を含む。）して専らその職務に従事することが求められます。

この度、一定の要件を満たす場合は、特定営業所技術者（特定建設業の場合）は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者（一般建設業の場合）は、主任技術者の職務を兼ねることができることとなりました。ただし、専任特例を活用する場合を除きます。

《営業所技術者等の改正のイメージ》

()内は建築一式工事の場合

【現行】		【改正後】	
請負金額	工事との兼務可否	請負金額	工事との兼務可否
4,000万円以上	兼務不可	1億円以上 (2億円以上)	兼務不可
		4,500万円以上1億円未満 (9,000万円以上 2億円未満)	原則兼務不可 ただし、要件を満たす場合(※3)を除く。
4,000万円未満	【営業所と現場が近接し 連絡体制が確保されている場合】 兼務可	4,500万円未満 (9,000万円未満)	【営業所と現場が近接し連絡体制が確保されている場合】 兼務可
	【上記以外の場合】 兼務不可		【上記以外の場合】 原則兼務不可 ただし、要件を満たす場合(※3)を除く。

(※3) 情報通信技術などにより工事現場の状況の確認等ができ、【兼務の要件】のア～キを全て満たす場合、営業所技術者等が工事の主任技術者等を1現場まで兼ねることができる（イについては「工事現場間」を「営業所から当該工事現場」と読み替える）。ただし、当該営業所において契約締結した工事であり、営業所技術者等が所属建設業者と直接的・恒常的な雇用関係にあることが必要。

【兼務の要件】

- ア 各建設工事の請負金額が1億円未満（建築一式工事は2億円未満）であること。
- イ 工事現場間の距離が、同一の主任技術者等が一日の勤務時間内に巡回可能で、当該現場と他の工事現場との移動時間が概ね2時間以内であること。
- ウ 当該建設業者が注文者となった下請け契約から数えて、下請次数が3次以内であること。
- エ 主任技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者（以下、「連絡員」という。）を各現場に配置していること。（土木一式工事又は建築一式工事の場合の連絡員は、当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者であること。）
- オ CCUS等情報通信技術により、主任技術者等が遠隔から工事現場の施工体制を確認できる措置を講じていること。
- カ 人員の配置を示す計画書を作成し、各現場に備え置き、帳簿の保存期間と同期間、営業所で保存すること。
- キ 現場状況を確認するための情報通信機器（遠隔の現場との必要な情報のやり取りを確実に実施できるもの。一般的なスマートフォンやタブレット端末、WEB会議システムで構わない。）が設置され、通信可能な環境が確保されていること。
- ク 工事現場の数が2を超えないこと。なお、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任技術者等が兼務できるが、専任を要しない工事現場についてもア～クの要件を満たし、かつ全ての工事現場の数が2を超えてはならない。